

平成20年度 県税特別徴収対策の実施について  
—「休日滞納整理」及び「自動車差押え（タイヤロック方式）」—

平成20年10月21日  
千葉県総務部税務課  
電話：043-223-2126

平成19年度県税決算における、滞納額は324億円（個人県民税を除く滞納額は、149億円）と多額に及んでいることから、県では、これまで特別徴収対策として各種の取組みを実施してきました。

このうち、自動車税については、滞納額が48億円と多額であることから、平成20年10月から休日滞納整理の実施や自動車の差し押えを重点的に展開することとしました。

具体的には、10月から12月の間、接触率の高い休日に臨戸による滞納整理を行い、徴収の強化を図ることとしました。

また、納税意思の認められない滞納者に対しては、10月下旬を「自動車差押（タイヤロック方式）強化ウィーク」と位置づけ、タイヤロック機を用いた自動車の差し押えを実施します。

※ タイヤロック機：タイヤを固定し（金具でタイヤを挟み回転できなくする）、自動車を動かせなくする金具

## 1 休日滞納整理

### (1) 実施日

10月26日(日)、11月30日(日)、12月21日(日)

### (2) 対象者

平日に連絡の取れない滞納者

### (3) 実施内容

全県税事務所において、休日に滞納者への臨戸徴収や電話催告を行う。

## 2 自動車差押え(タイヤロック方式)

### (1) 実施時期

10月下旬

### (2) 対象者

再三の催告にも応じない、県税(自動車税を中心とした全ての税目)の滞納者

### (3) 実施内容

全県税事務所において、滞納者の自動車差し押えを集中的に実施する。

なお、差し押えた自動車はタイヤロックを装着して、滞納者に保管命令を行い、その後納税されない場合は公売する。

<参考>

○ 県税滞納額の状況

単位：百万円

	平成 18 年度	平成 19 年度	増減額	備考
個人の県民税	13,447	17,540	4,093	
自動車税	5,089	4,803	▲286	
法人県民税・事業税	1,521	3,707	2,186	
不動産取得税	3,959	3,413	▲546	
その他の税	2,985	2,997	12	
合 計	27,001	32,460	5,459	

○ 自動車税の滞納額等の推移

年 度	16	17	18	19
滞納件数	147,481 件	146,013 件	138,268 件	128,628 件
滞 納 額	5,253 百万円	5,301 百万円	5,089 百万円	4,803 百万円
徴収率	93.4%	93.4%	93.5%	93.7%
全国徴収率	95.0%	95.3%	95.6%	95.9%

○ 自動車の差押え（タイヤロック方式）



タイヤロック機装着例



タイヤロック機



公示書